

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください。



ご家庭のごみは、市町の責任の下で適正に処理する必要があります。

市町の許可や委託を受けずに回収業者がご家庭のごみを収集することは認められていません。

このようなちらしにだまされてはいけません。

- ご家庭の廃棄物を回収するには、市町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。
- 無料回収と言いつつ高額な処理費用を請求された、事例もあります。

無許可の回収業者にはこのような例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



インターネットで広告



どうして利用してはいけないのかな？



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています！

不法投棄



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理



環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境に放出されます。

不適正な管理による火災



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

6月には違法な不用品回収業者撲滅月間です。

○家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を買い替える場合は、購入する小売店へ。

廃棄のみの場合は、購入した小売店にご相談ください。購入した小売店がわからない場合、市ホームページやごみカレンダーに掲載している兵庫県電機商業組合加盟店へご相談ください。

○使用済小型家電（廃家電4品目以外）は、下記のいずれかの方法で処理してください。

- (1) 小野クリーンセンターへ持ち込む。（収集運搬を委託する場合、一般廃棄物処理業許可業者に限ります。）
- (2) 市が年2回実施する、資源物拠点回収時に持ち込む。
- (3) 社公民館・滝野公民館・東条公民館（とどろき荘）に設置している小型家電回収ボックス（25cm×25cm）に持ち込む。

連絡先 加東市市民協働部生活環境課 TEL：0795-43-0503（直通）